

共生・公正・創造



ユニオン・EYE

<http://www1a.biglobe.ne.jp/jrtu-EWU>

ジェイアール東日本労働組合
〒108-0014 東京都港区芝5丁目33番36号
TEL(NTT)03-3453-2107 (JR)057-2290
発行者/今井 伸 編集者/平 憲治

いよいよ判決、東労組役員らによる脱退・退職強要裁判！

4年間の傍聴を振り返って

浦和電車区裁判総集編 シリーズ その3

東労組の脱退・退職強要事件の裁判（東京地裁）が、59回に及ぶ公判を終えいよいよ7月17日に判決を迎えることとなった。本紙はこの4年間の傍聴を振り返って浦和電車区事件の事実をシリーズで紹介することとした。

[第5回公判（2003.6.24）](#)
[第6回公判（2003.7.7）](#)
[第7回公判（2003.7.29）](#)

被害者本人に対する弁護側の「吊し上げ尋問！？」にも、しっかりと証言

【弁護人】証人は組合の活動に消極的だったのではないか。

【証人】東労組の組合活動に納得できなかったからだ。

【弁護人】東労組に所属していれば、組合の決定に従うのは当たり前ではないか。

【証人】本人の考えもあり、従えない場面もあると思う。自分が納得できないものであれば、何を言われても自分の意思をしっかりと持っていた。

【弁護人】証人はどうしてウソ（キャンプ参加の証言など）をついたのか。

【証人】東労組は、本当のことを言っても許してもらえない保証はどこにもない。「自分は東労組からやられる」という追い込まれた中での行動だった。

【弁護人】証人は、なぜ組合に弁明とか釈明をしなかったのか。

【証人】東労組は、弁明をしたくてもできる雰囲気にはない。

【弁護人】なぜ、集会で取り囲まれて吊し上げられていると感じたのか。

【証人】「オマエと一緒に仕事できない」など、暗に退職をほのめかされた。大勢の人に罵声を浴びせられた。

【弁護人】集会に出ない、という選択肢もあったのではないか。

【証人】実際そういう選択肢は無かった。集会に出なければますます脅迫されると思い出席するしかなかった。

【弁護人】証人は検事調書で「ミーティングルームは本来は小集団をするための会議室だが、当時は分会役員が常時使っていた」と証言しているが。

【証人】組合の人が使っている部屋だった。組合活動のために使っていた。

【検察側の再主尋問】証人は公判を通じて、全部を証言出来たか。

【証人】全部を証言できたとは思わない。法廷で証言することが初めてだったこと、周りを7人の被告が囲んでいたこと、被告加害者に関係する傍聴者も大勢いたことによる。ウエハラは私の証言に対して批判的なことをつぶやいており、証言に集中できないこともあった。さらに証言の最中に、弁護人に証言を止められることもあった。

第5回公判から法廷の場所が429号法廷（31席）から104号大法廷（91席）に変更になった。エスカレートするJR総連・東労組の傍聴行動に裁判所側が対策を講じたのだろう。それでもJR総連傍聴団は、JR連合傍聴団の列に待ち伏せ合流するなどして、裁判の真実を隠すための妨害行動を仕掛けてきた。JR連合傍聴団は、この傍聴券獲得行動を民主化闘争の一環としてさらに在京単組の最大限の協力を得ながら取り組むこととした。